「相互貸借館の貸出期間」の再質問、追加質問

２０１７年１０月２３日

三田市市民生活部市民文化室文化スポーツ課　課長・横溝朋之様
三田市立図書館　館長・平岡一仁様

三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人・小林純生

いつもお世話になっております。

１０月１０日付で貴課及び図書館宛に「相互貸借館の貸出期間の図書館回答」について、お尋ねの文書を送りました。その回答を１０月１８日付でいただきました。ありがとうございます。しかし、内容にはまったく納得できませんし、黙殺されたのか回答のない項目もあります。この件については、三田市のみが回答し図書館は回答しない、という姿勢かとも受け取られますが、その後に生じた新たな疑問を含めて再質問、追加質問をさせていただきます。

１．回答には次のように述べられています。

＜三田市立図書館が、貴会からのご要望を受け他館に問合せをした結果として、９月２９日付けで回答いたしました相互貸借の期間については、他館が各館の運用方法を擦り合わせた上で、内規的に定めているものです。これは今後不定期に変わり得るという前提で情報提供いただいており、他館の情報がＷＥＢページに公開されますと、閲覧者が他館に問い合わせる時点で期間が変更されている場合もあり、混乱を招くおそれがあることから、公開しないことを前提に、他館からご回答いただいているところであります。

以上の理由から、貴会にＷＥＢページへの掲載は控えていただくようお願いする形で、前回の回答をさせていただいたと三田市立図書館からは報告いただいています。＞

これは全く後付けの理由です。9月２９日付図書館回答に、「公開しないことを前提に他館から回答を得た」などという説明は全くありませんでした。理由を示すことなく「情報を漏らすな」「情報を流出させるな」と一方的に述べられていました。また、改めて他館に尋ねなければ相互貸借の貸出期間が分からない、などということは常識としてあり得ません。

さらに、**＜市としましても、他館の事情により変更があり得る不確定な情報を市民の皆さまにお伝えすることにつながりかねませんので、貴会のＷＥＢページでの**

公開につきましては、ご配慮賜りますようお願い申しあげます。

なお、個人情報保護等の特別の事情がない限りにおいて、市が回答する内容は公開が原則であると認識しております。＞と述べられています。この前段と後段は全く矛盾します。何故「不確定な情報」をわたしたちには公開したのでしょうか。わたしたちに公開するということは、後段に照らせば当然全市民に公開しなければならなくなります。

なお付記すれば、相互協力館の貸出期間や条件の規定を、ホームページ上で公開している公立図書館は、近畿に限っても少なくありません。

質問①―１　一部にだけ公開し全市民には公開しないことについて、「特段の理由があるのか」とお尋ねしましたが、この前段が「特段の理由に当たる」との見解ですか。

質問①―２「不確定の情報」をわたしたちには公開した理由をお聞かせください。

質問①―３「貴会のＷＥＢページでの公開につきましては、ご配慮賜りますようお願い申しあげます。」の意味は、後段で述べているように「公開が原則」なので、当会ホームページに公開するか否かはわたしたちの判断にゆだねる、つまり自由にしてよい、ということと理解します。それで間違いありませんか。

２．「三田市の図書館を考える市民の会」を個人と規定されたことについて、認識を改めるよう求めましたが、その回答をいただいていません。

質問②　三田市の図書館を考える市民の会を、どのような理由で「個人」と規定しているのかお答えください。

３．「情報を漏らす」「情報が流出しない様」の文言は、市民団体に対して用いる文言・用語としては、非礼で無神経ではないかと抗議しました。今回は「公開につきましては、ご配慮賜りますよう」と文言が一転しています。しかし、直接的な撤回ではなく、また図書館からの回答でもありません。

質問③　回答がないことは、図書館は「何の問題もない」との認識でしょうか。明確にお答えください。

４．貸出期間の回答一覧に「猪名川町立図書館」がありませんでした。その理由をお聞きしましたが回答がありません。

質問④　猪名川町立図書館が一覧にない理由をお答えください。相互貸借館ではなくなったのですか。

以下は追加質問です。

５．三田市の図書館を考える市民の会代表世話人であるわたくし自身の、ウッディタウン分館での体験に基づく質問です。１０月１１日のことです。神戸市立図書

館所蔵の本を２冊リクエストしました。カウンターの職員から「貸出期間が3週間以下になっても構いませんか」尋ねられました。「それは何故ですか」と質問すると、「近隣の図書館と違い神戸市立図書館は輸送に時間がかかりますので、その分短くなります」とのことでした。応対したのはあまり経験のなさそうな職員でしたから、その場はそれで引き上げてきました。

しかし、この回答は9月29日付の図書館回答とずれがあります。

回答には次のように記されています。

①貸出開始日：貸出館での貸し出した処理日

②返却日：貸出館へ資料返却された処理日

③貸出期間：上記①～②の期間であるが、各館により違いが有り

兵庫県立：1か月

尼崎市立：1か月

芦屋市立：1か月

西宮市立：1か月

宝塚市立：5週間

伊丹市立：1か月

川西市立：5週間

神戸市立：1か月

明石市立、三木市立　：　1 か月、但し、貸出・返却とも県立図書館経由の為、

利用者の利用可能期間は少ない

各館の貸出期間に違いはあるものの、三田市立図書館では他館所蔵本も「3週間」の期限で貸し出しているはずです。また、上記回答の「明石市立、三木市立」には注釈がありますが、「神戸市立」にはいかなる注記もありません。ところが受けた説明は、「神戸市立図書館に限って3週間以下になることがある」ということでした。わたくしは以前にも神戸の所蔵本をリクエストしたことがありますが、その時には何の説明もありませんでした。何故あるときは前記のような説明をし、あるときはしないのでしょうか。

さらに、「輸送に時間がかかるから」という理由にも疑問があります。常識的に考えて、尼崎など6図書館（兵庫県立は別とし、注記のある明石、三木は除く。何故か猪名川町立は上記一覧に入っていません）と神戸を比較して、距離的には輸送時間に大きな差が出るとは考えられません。むしろ神戸より遠い所もあります。それなのに何故神戸だけは別なのか。わたくしの友人はかつて、ウッディ分館の職員から、「神戸の分館の資料は一度、大倉山の本館を経由して三田に運ばれる。北区の分館の資料もそうなので、北区に行って貸し出しカードを作って借りるほうが長い期間借りられますよ」との説明受けたそうです。このことを合わせて考えると、神戸↔三田間は輸送方式・形態が他の図書館と違うのではないかと推測されます。例えば定期便はなく他の便に便乗しているとか、定期便はあるけれ

ど頻度が少ないとか、あるいは別途費用が発生するため回数を抑えているとか、です。

質問⑤―１　「神戸市立図書館蔵書の貸出期間は3週間以下になることがある」との説明を、予約時にしたりしなかったりするのは何故でしょうか。理由をお答えください。

質問⑤―２　「近隣の図書館と違い神戸市立図書館は輸送に時間がかかる」理由を明確にお示しください。

６．もう一つ疑問があります。同様にわたくしが以前に神戸所蔵本を借りた際、3種類の貸出期限が通知されたことについては図書館に質問書を出し、「不備を認める回答」をいただいております。その回答で計算すると、「借り出した日(6月10日)」から「正しいとされた返却日(6月21日)」の期間は、わずか12日間です。3週間あるはずの貸出期間が諸手続きに時間を要して、こんなに短くなってしまうのです。であるならば、そうした可能性があることを利用者にきちんと事前に伝えた上、図書館としては可能な限り貸出期間が長くなるよう努力する、というのが本来の姿勢ではないかと、わたしたちは考えます。

しかし、そうした本来の姿勢がなおざりにされているのではないかという疑問を、これまでも再三お尋ねしてきました。市立図書館「3館・室の連絡便」の件です。「指定管理者業務要求水準書」には、「必要な資料等の搬送を、原則毎日行うこと」とあります。また、業者からの質問に対し、三田市は「現行の逓送は週3回、夏季の繁忙期は週4回になっているが、インターネット予約に対する迅速な配本対応の観点から毎日実施を原則としてください」と回答しています。この事実はこれまで再三指摘してきました。しかし、三田市は「市と図書館の連絡便は毎日運航しています」と問題をすり替えた回答をするだけです。「3館・室の連絡便」は週3回の運行のままで、「毎日運航」は依然としては行われていません。水準書の規定は、輸送量によって運行回数を決めるのではなく、資料を利用者にできるだけ早く届けることを義務付けた規定です。さらには指定管理者に直営時よりサービスの向上を義務付けた規定です。それが守られておらず、三田市もTRCに対し順守を指示していません。一体何故なのでしょうか。

質問⑥　「3館・室の連絡便」の「毎日運航」を何故指定管理者に義務付けないのですか。業務水準書等の改定が行われているのなら、新たな規定をお示しください。

以上、10月18日付回答の疑問点と、新たに生じた疑問点を合わせてお尋ねします。まず、お尋ねした内容については無視したり黙殺したりせず、全項目についてお答えください。出来るだけ迅速に。「神戸との相互貸借」は「無料の相互貸借サービスで沢山の本が利用できます」と銘打ってスタートしたものです。利用者は神戸も他館と同じように「3週間借りられる」と思って申し込みます。窓口で突然、「短期間になるかもしれません」などと告げるのではなく、図書館にはきちんと情報を開示する義務があります。また、カウンターでの対応を平準化してください。いつでも同じ対応をしなければなりません。担当者によって、あるいは日によって対応が違うなどということがあれば、混乱の原因になります。

こうしたところにもまた、「図書館としての体制の不備」「水準以下の職員の質」の問題があると考えます。

以上、迅速な回答をお願いします。